

福岡県

Fukuoka Prefecture
Transportation
Information
No.1815

輸送 情報

2020.6/26

福岡県輸送情報 No.1815
(毎月2回 第2・第4金曜日発行)
購読料:1ヶ月200円



公益社団法人 福岡県トラック協会



提供:福岡市

博多町家ふるさと館(福岡市博多区)

No.1815 今号の**主な内容**

ご案内

2020年度「エコドライブ活動コンクール」参加者募集のご案内

お知らせ

令和2年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(低炭素型ディーゼルトラック等普及加速化事業)の公募について



福岡県輸送情報

Fukuoka Prefecture Transportation Information No.1815

1815号・令和2年6月26日発行

博多町家ふるさと館は、明治中期の博多織織元の町家(住居兼工房)を移築復元し、福岡市の指定文化財に登録されている「町家棟」のほか、「みやげ処」「展示棟」の3棟で構成されています。

明治・大正の時代を中心に博多の暮らしや文化を広く紹介しており、博多の歴史、祭り、伝統などを感じて楽しんでいただける施設です。「櫛田神社」のすぐ近くにあり、多くの観光客が訪れる博多の観光スポットです。

C O N T E N T S

● 2020年度「エコドライブ活動コンクール」参加者募集のご案内	1
● 令和2年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (低炭素型ディーゼルトラック等普及加速化事業)の公募について	2~3
● 2020年度「引越事業者優良認定制度(引越安心マーク)」の申請について	4~5
● 「賃金引上げ等の実態に関する調査」にご協力下さい	5
● 令和2年度経営診断受診促進事業について	6
● 「STOP!転倒災害 みんなでやろう安全点検」の取組について	6
● 高校新卒者の採用に向けた求人票の提出について	7
● 令和3年3月高等学校卒業者の就職問題に関する申合せについて	7
● トラック運輸分野の専門窓口「人材確保対策コーナー」について	7
● 会員だより「新規会員のご紹介」	8
● 行事日程	8

編集・発行／公益社団法人 福岡県トラック協会

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1丁目18番8号

TEL 092(451)7878(代表)

FAX 092(472)6439

ホームページ <https://www.hearty.or.jp/>

e-mail jouhou1@hearty.or.jp



2020年度「エコドライブ活動コンクール」参加者募集のご案内

公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団は、独自に様々なエコドライブを普及推進するための活動を行っており、その活動の一環として、2011年度から「エコドライブ活動コンクール」を開催して優れた取り組みを行っている事業者および団体を表彰し、取り組み内容を紹介することで更なる普及を図っています。

現在、2020年度のコンクール参加事業者の募集が行われておりますので、お知らせいたします。

●概要

1. 応募期間

2020年5月7日(木)～7月7日(火)

2. 募集対象

◇事業部門(緑ナンバー)

自社の車両を保有(リースを含む)するトラック、バス、タクシーなどの運輸事業者

◇一般部門(白ナンバー)

移動などの業務上で車両を使用している事業者(自社の製品等を運搬している場合を含む)

◇ユニーク部門

エコドライブに関する独自の取り組みをしている様々な主体*

*ユニーク部門の詳細につきましては、下記運営事務局までお問い合わせ下さい。

3. 表彰

- | | |
|---------------------|------------------|
| ○国土交通大臣賞 【事業部門】 | 1件(賞状及び記念品の贈呈) |
| ○環境大臣賞 【一般部門】 | 1件(賞状及び記念品の贈呈) |
| ○優秀賞 | 6件程度(賞状及び記念品の贈呈) |
| ○優良賞 | 40件程度(賞状の贈呈) |
| ○審査委員長特別賞 【ユニーク部門他】 | 数件(賞状及び記念品の贈呈) |

4. 参加費用・・・無料

コンクールの詳細につきましてはHP(<https://www.ecodrive-activity-concours.jp/>)をご覧ください、下記までお問い合わせ下さい。

●お問い合わせ先

エコドライブ活動コンクール事務局窓口業務委託先:株式会社アスア
〒453-0804 愛知県名古屋市中村区黄金通1丁目11番地アスアビル
TEL:052-452-6886(平日10:00～17:00)

お知らせ

令和2年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (低炭素型ディーゼルトラック等普及加速化事業)の公募について

一般財団法人環境優良車普及機構(LEVO)では、環境省からの二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業)を活用し、中小トラック運送業者について燃費性能の高い低炭素型ディーゼルトラック及び大型天然ガストラックの導入を支援し、低炭素社会の創出を促進する事業を実施します。

本事業は、中小トラック運送事業者が低炭素型ディーゼルトラック等の導入に要する経費に対して、当該経費の一部を補助する事業です。

<補助事業の概要>

1. 補助対象事業者

- ①: 一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者で、中小企業基本法第2条第1項1号に掲げる中小企業者(「資本金3億円以下」又は「従業員数300人以下」)
- ②: 上記①に貸し渡す自動車リース事業者

2. 補助対象

◆低炭素型ディーゼルトラック

・車両総重量3.5t超の事業用ディーゼルトラックで、以下の基準を満たし、かつ、[令和2年4月1日～令和3年1月29日まで](#)に新車新規登録された車両

○大型車:「平成27年度燃費基準+5%以上達成車」かつ「平成21年排ガス規制適合車」

○中型車・小型車:「平成27年度燃費基準+10%以上達成車」かつ「平成22年排ガス規制適合車」

※ 割賦等所有権の留保は認められません。

※ 補助対象車両の型式等、詳細は下記「6. 参考」欄のホームページをご参照下さい。

<廃車を伴う場合の廃車車両の要件>

・平成22年度以前に初度登録された事業用トラック(CNG、ハイブリット、LPGトラックを除く)で、[令和2年4月1日から令和3年1月29日まで](#)に廃車するもの

・廃車までの過去1年間継続して原則自社で事業用トラックとして使用されていたもの

・廃車日の6か月前の期日における自動車検査証が有効であるもの、かつ、一定の走行を行ったもの

※ 廃車する車両の要件等、詳細は右ページ「6. 参考」欄のホームページをご参照下さい。

◆天然ガス自動車

・車両総重量12t超の天然ガス自動車であって、高速走行を主体とした使用方法により、平成27年度燃費基準適合大型ディーゼル車と比較して概ね5%以上または10%以上の二酸化炭素排出削減を図ることのできる自動車であること

・[令和2年4月1日から令和3年1月29日まで](#)に新車新規登録された、またはされる予定の車両

※ 割賦等所有権の留保は認められません。

※ 天然ガス自動車については、廃車を伴っても補助金額に変更はありません。

3. 補助額等

低炭素型ディーゼルトラック並びに天然ガス自動車の導入に必要な経費のうち機構が承認した経費と、機構が定めた基準額のうち低い額(基準額については下記の参考表の通り)

◆低炭素型ディーゼルトラック

・経年車の廃車有: 標準的燃費水準の車両価格と機構が承認した経費との差額の1/2

・経年車の廃車無: 標準的燃費水準の車両価格と機構が承認した経費との差額の1/3

◆天然ガス自動車

・10%以上のCO₂排出削減車両: 機構が承認した経費との差額の1/2

・5%以上のCO₂排出削減車両: 機構が承認した経費との差額の1/3

補助事業	基準額（万円）	基準額（万円）		申請上限台数
		廃車有	廃車無	
低炭素型 ディーゼルトラック	大型車 （燃費基準 10% 以上達成車）	75	50	2 台
	大型車 （燃費基準 5% 以上 10% 未満達成車）	50	37.5	
	中型車 （燃費基準 10% 以上達成車）	42	28	
	小型車 （燃費基準 10% 以上達成車）	15	10	

<天然ガス自動車については未定>

4. 予算総額：約28億円

5. 申請

- ◆申請先：〒160-0004 東京都新宿区四谷2-14-8 YPCビル6階
一般財団法人 環境優良車普及機構「低炭素型ディーゼル車等普及加速化事業」執行グループ 宛
- ◆受付期間：令和2年5月29日(金)～令和3年1月31日(日)まで
 - ※受付は、郵便(当日消印有効)、信書便(当日受付印有効)、持参(土日祝祭日除く、午後5時まで)、および J-Grants(補助金申請システム)(当日メール到着分まで)にて、申し込み順とします。
 - ※予算額の残額が2割程度に達した場合には、当該日付以降は申し込み順による審査は行わず、当該日付から募集締切(令和3年1月31日)までに申し込みのあったすべての申請を対象に審査を行います。また、予算残額を超える申請があった場合には、初めて申請を行う事業者を優先して抽選するなど配慮したうえで補助事業者を決定します。
 - ※受付状況は、環境優良車普及機構のホームページで公表します。

6. 参考(お問い合わせ先等)

- ・本事業へ応募を希望される方は、環境優良車普及機構の定める「公募要領・交付規程」に従い、申請書を提出して下さい。
- ・応募に必要な書類等は、環境優良車普及機構のホームページよりダウンロードして下さい。
- ・本事業と、県ト協が実施する「環境対応型ディーゼル車導入促進助成事業」の併用は可能です。
- ・お問い合わせ・ご質問等につきましては、下記までご連絡下さい。

申請・お問い合わせ先

〒160-0004 東京都新宿区四谷2丁目14-8 YPCビル6階
 一般財団法人 環境優良車普及機構「低炭素型ディーゼル車等普及事業」執行グループ
 Tel：03-5341-4577 / Fax：03-5341-4578
 H P：http://www.levo.or.jp/fukyu/hojokin/r2_index.html
 メール：hojokin@levo.or.jp



2020年度「引越事業者優良認定制度 (引越安心マーク)」の申請について

全日本トラック協会では令和2年7月20日(月)より、2020年度「引越事業者優良認定制度(引越安心マーク)」の申請受付を開始いたしますのでご案内申し上げます。



※「引越事業者優良認定制度(引越安心マーク)」とは

(公社)全日本トラック協会では、平成26年度より「引越事業者優良認定制度」を創設いたしました。当制度は安全・安心な引越サービスを提供すると全日本トラック協会が認めた引越事業者を、引越優良事業者として認定するものであり、該当事業者には優良事業者の証として「引越安心マーク(左図)」が交付されます。

1. 申請期間 令和2年7月20日(月)～ 8月3日(月) (当日消印有効)

2. 申請資格

- ①引越に関わる全ての事業所に、全日本トラック協会が2017年度以降に行った引越管理者講習を修了した者が1名以上在籍していること。
※ただし、複数の事業所にまたがって申請することはできません。
なお、今年度の対応については、全ト協ホームページに掲載するQ&Aを参照下さい。
- ②引越に関わる全ての事業所(営業所)が「安全性優良事業所(以下Gマーク)」であること又は別途定める「安全性優良事業所」に準ずる取扱いを行う審査基準を満たしていること。
- ③虚偽の申請その他不正な行為等による申請により申請の却下、審査の中止を受けた申請者及び認定の取消しを受けた引越事業者等にあつては、申請の却下、審査の中止、認定の取消しを受けた日から2年を経過していること。
- ④認定証、認定マーク及び認定ステッカーを不正利用した引越事業者等にあつては、全日本トラック協会が是正指導を行い、不正利用が解消されたことを証明する資料の提出を受けた日から2年を経過していること。

※安全性優良事業所未取得事業所に関わる特例について

下記の理由でGマークの取得が出来ない事業所には、特例を設け、別途審査を行う。

(1)対象事業者

申請者において、既にGマークに認定されている事業所が1カ所以上あること又は今年度1カ所以上の事業所が認定の申請を行っていること。

(2)未取得である理由が以下のいずれかであること

- ①本社、利用運送のみの事業所のため申請資格がない場合
- ②事業開始後3年未満のため、申請資格を有しない場合
- ③2020年度に申請を行う場合
- ④死亡事故等により、取消又は自主返納となった場合並びに事故等により申請が行えない場合
- ⑤その他の理由により申請が行えない場合

※詳細は、全日本トラック協会ホームページに掲載されている「2020年度申請案内パンフレット」をご確認ください。

【全ト協HP】 http://www.jta.or.jp/yuso/hikkoshi_anshin/for_get_nintei.html

3. 申請書類

各申請書類は、下記の全日本トラック協会ホームページから入手できます。

【提出書類様式】http://www.jta.or.jp/yuso/hikkoshi_anshin/hikkoshi_anshin_youshiki2020.html

※提出された書類は理由の如何を問わず返却されません。また、提出後に確認のため問い合わせがある場合がございますので、必ずコピーをしておいて下さい。

※更新申請の対象事業者へは、全日本トラック協会から申請書様式一式が郵送されます。

4. 申請料・審査手数料

申請料は申請書類を受領後、全日本トラック協会より申請事業所数、安全性優良事業所(Gマーク)の未取得事業所の数に応じた金額が請求されます。請求書に記載された期日までに納付が確認できた申請者には、申請受理書が発行されます。なお、申請料はいかなる理由があっても返還されません。

◎申請料(税込)

申請事業所数	申請料(申請者あたり)
1～10事業所	3,000円
11～50事業所	10,000円
51事業所以上	30,000円

◎審査手数料

安全性優良事業所(Gマーク)未取得の事業所がある場合は、所定の申請料に加えて未取得事業所数に応じ、1ヵ所当たり500円の審査手数料(税込)が請求されます。

5. 送付方法

審査を希望する申請者(会社又はグループ等)は、本社・本部等及び引越に関わる全ての事業所(事業者)の必要書類を取りまとめて、下記の送付先に書留郵便で送付して下さい。

<送付先及び問い合わせ先> 〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番5号
(公社)全日本トラック協会 引越事業者優良認定制度 申請受付 係
TEL:03-5925-8981 / FAX:03-3354-1019
メールアドレス:hikkoshi-anns@jta.or.jp

6. 認定の有効期間 2021年1月1日～2023年12月31日(3年間)

2023年度に更新審査の対象となります。(更新を行わない場合は失効となります。)

※なお、「引越事業者優良認定制度申請案内冊子」が必要な方は、(公社)福岡県トラック協会 業務一課
(TEL:092-451-7845)までお問合せ下さい。

お知らせ

「賃金引上げ等の実態に関する調査」にご協力下さい
～厚生労働省からの協力依頼～

厚生労働省では、「令和2年賃金引上げ等の実態に関する調査」を実施します。

この調査は、民間企業における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的として、主要産業に属する会社組織の民間企業で、製造業及び卸売業、小売業については常用労働者30人以上、その他の産業については常用労働者100人以上を雇用する企業のうちから産業別及び企業規模別に選定した約3,500企業を対象とし、毎年1月から12月までの1年間の常用労働者の賃金改定状況について調査するものです。

調査の結果は、最低賃金決定のための中央最低賃金審議会(目安に関する小委員会)の審議で使用するほか、社会的関心も高く、労働経済白書をはじめとする賃金分析等において広く活用されており、非常に重要な役割を担った調査となっております。

対象になった企業におかれましては、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、何卒調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

お知らせ 令和2年度経営診断受診促進事業について ～全ト協からのお知らせ～

全日本トラック協会より、令和2年度経営診断受診促進事業の実施について、下記のとおり案内がありましたので、お知らせいたします。

●事業の内容

- ①経営改善に取り組むトラック運送事業者が、経営実態の把握と課題を抽出するために必要な「総合的な経営診断（ステップ1）」を実施する場合に、経営診断費用の一部を助成する。
- ②「総合的な経営診断（ステップ1）」の後、診断士に具体的な経営相談、助言を希望する事業者に対して「経営改善相談（ステップ2）」を実施する。

●診断費用及び助成金額

	診断費用（※）	助成金額
総合的な経営診断 （ステップ1）	16万円（税別）	全ト協より1/2（8万円）を助成する。 なお、Gマーク取得事業所は10万円を助成する。
経営改善相談 （ステップ2）	5万円（税別）	全ト協より2万円を助成する。 なお、Gマーク取得事業所は3万円を助成する。

※診断士の交通費は別途負担となります。

●実施（申込み）期間

令和2年6月1日～令和3年3月1日

※予算枠に達した場合、募集を締め切ります。

■詳細については、全日本トラック協会のHPをご覧ください。

<http://www.jta.or.jp/keieikaizen/shindan/jigyo2020.html>

■お問い合わせ先、お申込み先

（公社）福岡県トラック協会 業務二課（担当：原）

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1-18-8

TEL：092-451-7845

お知らせ 「STOP!転倒災害 みんなでやろう安全点検」の取組について ～福岡労働局からのお知らせ～

令和元年における福岡県内の労働災害は、休業4日以上死傷災害が5,381人で前年と比べ199人（3.6%）減少し、このうち、転倒災害は1,206人で前年と比べ164人（12.0%）減少しました。

転倒災害は死傷災害の中でも災害件数が最も多く、厚生労働省では、労働災害防止のための重点的施策の一つとして、平成28年1月から「STOP!転倒災害プロジェクト」を主唱し、各事業場における転倒災害防止運動の展開を図っているところです。

福岡労働局では、令和2年6月（安全週間準備期間）から令和3年2月（積雪や凍結による転倒災害の多発時期）までの毎月1日から7日を転倒災害防止のための点検を実施する期間と定め、「STOP!転倒災害 みんなでやろう安全点検」の取り組みを推進することとしました。

詳細については巻末のリーフレットをご覧ください。

お知らせ

高校新卒者の採用に向けた求人票の提出について

来春の高校新卒者を対象とした求人について、6月1日からハローワークへの求人申込手続きが始まっておりますので、お知らせいたします。

高校新卒者の求人申込は、下記の手続きが必要となります。

詳しくは最寄りのハローワークにお問い合わせ下さい。

①6月1日から、管轄のハローワークで事業所登録・求人申込を行い、求人票を提出する。

※例年5月からハローワークにおいて高校求人者説明会が開催されますが、本年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催されませんので、ご不明な点がございましたら、管轄のハローワークにお問い合わせ下さい。

※過去に一般求人を行い、ハローワークから適用事業所番号を付与されている場合、事業所登録は不要です。

②7月1日から、ハローワークのチェックを受けた求人票を高校に提出する。

※初回提出の場合、高校を訪問して就職担当者に会社概要や求人条件等の説明を行って下さい。

※高校生の採用選考は9月16日以降です。

■お問い合わせ先

(公社)福岡県トラック協会 業務二課(担当:原)・TEL:092-451-7845

お知らせ

令和3年3月高等学校卒業者の就職問題に関する申合せについて ～福岡労働局からのお知らせ～

新規高等学校卒業者に対する就職の機会均等の保障、学校教育の充実と就職希望者の適切な職業選択を確保し、求人秩序の確立、適正な職業紹介の円滑な推進を図るため、教育関係機関、事業主団体及び関係行政機関等の17団体で構成する福岡県高等学校卒業者就職問題連絡協議会において、応募・推薦のあり方等について「申合せ」を行いました。

なお、大学等及び専修学校の卒業者の採用選考におきましても、この「申合せ」の趣旨が徹底されますようお願いいたします。

詳しくは、以下の福岡労働局のホームページをご覧ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_shoukai/hourei_seido/antei03.html

お知らせ

トラック運輸分野の専門窓口「人材確保対策コーナー」について ～福岡労働局・ハローワークからのお知らせ～

人材確保対策コーナーでは、トラック運輸業界の人材を求める事業主支援と、仕事を希望される方への紹介を行う専門の窓口で、求人者・求職者の両面から一体的な支援を行っています。

詳細は巻末のチラシをご覧ください。

会員だより 新規会員のご紹介

(株)ヤヒロ
(福岡支部東福岡分会)

代表者 八尋 大八

福岡市東区松田2丁目2-27
TEL092-621-3911
【事業の種類】一般貨物自動車運送事業
【車両数】普通2両、小型3両

(有)原重設
(北九州支部小倉分会)

代表者 水川 博

北九州市門司区新門司北1丁目1-201
TEL093-861-9133
【事業の種類】一般貨物自動車運送事業・貨物利用運送事業
【車両数】普通2両、けん引3両

MEGA LOAD TRANTECH(株)
(筑豊支部直鞍分会)

代表者 森 業太

鞍手郡小竹町大字赤池字元橋1895-5
TEL0949-28-8470
【事業の種類】一般貨物自動車運送事業
【車両数】普通2両、けん引3両、被けん引3両

Schedule 行事日程

(7月)

県ト協行事日程(6月26日~7月9日まで)

2日(木)	適正化事業推進委員会[13:30](401会議室)
6日(月)	環境対策委員会[13:30](401会議室)
8日(水)	福岡県トラック青年協議会総会[15:00](401会議室)



中小トラック運送事業者の皆様へ

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

(低炭素型ディーゼルトラック等普及加速化事業)

低炭素型ディーゼルトラックの導入で 補助金申請ができます！

低炭素型ディーゼルトラック(※)を購入またはリースで導入した場合、補助金申請ができます。

対象:令和2年4月1日～令和3年1月29日に新車新規登録された事業用車両



本事業は、中小トラック事業者が低炭素型ディーゼルトラック(※)を導入し、エコドライブを含む燃費改善の取り組みを継続的に実施・改善する体制を構築することにより、二酸化炭素の排出削減を図り、地球環境保全に資することを目的とした補助事業です。

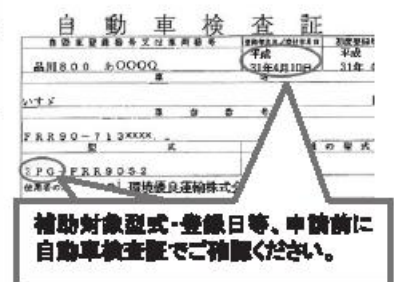
必要な書類をそろえて申請いただき、審査を通過すると補助金が交付されます。

※低炭素型ディーゼルトラック

2015年度燃費基準を大型車は+5%以上、中型車及び小型車は+10%以上達成した車両

具体的には、排出ガス規制識別記号が、下記の新車新規登録車両

車型区分(車両総重量)	補助対象となる排出ガス規制識別記号
大型 (12t超)	「LPG」「QPG」 「2PG」「2RG」「2TG」
中型 (7.5t超～12t以下)	「TRG」 「2RG」
小型 (3.5t超～7.5t以下)	「2TG」



・令和2年4月1日から令和3年1月29日の間に新車新規登録された事業用車両で所有権が留保されていないこと。

・型式に「改」の付く車両は、公募要領にて適否を確認ください。

■天然ガス自動車(車両総重量12t超のトラック)については、問い合わせください。

■J-Grants(補助システム)で申請する場合は、J-Grants サイトよりアクセスください。

STOP! 転倒災害

みんなでやろう安全点検!

～ すべての年代に応じた、転倒災害防止のための環境づくりを目指して ～

福岡版

取組期間: 令和2年6月～令和3年2月

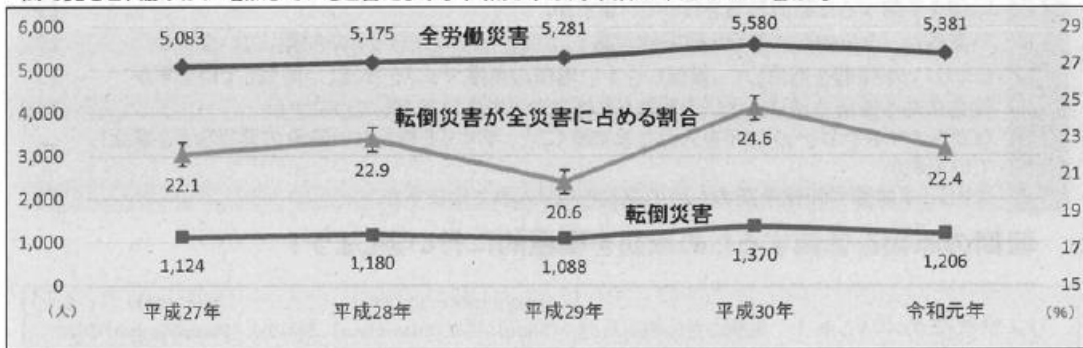
STOP! 転倒災害プロジェクト



特徴 1

転倒災害 は、最も多い労働災害で全体の2割強を占め、近年は緩やかな増加傾向にあります。

令和元年に県内で発生した転倒災害による死傷者数は1,206人で、昨年よりも減少しているものの、過去5年間で見ると、緩やかに増加していると言えます。令和元年は対平成27年比7.3%増加。

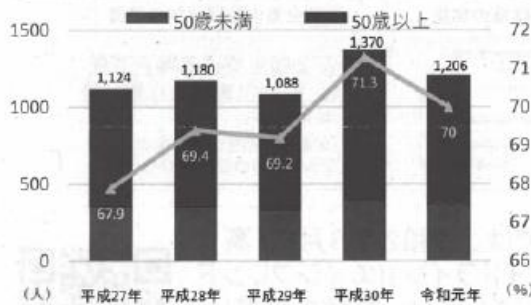


出所: 労働者死傷病報告



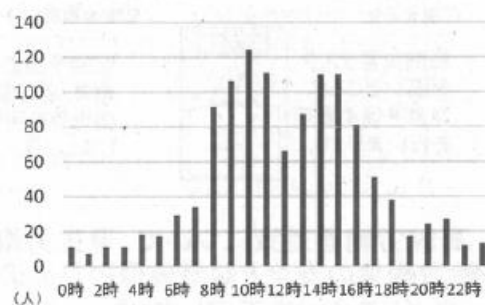
特徴 2

転倒災害
被災者の約7割が50歳以上です。
また高齢となるほど転倒するリスクが高くなります。



特徴 3

転倒災害
午前10時、午後2時前後
に多発しています!



特徴 4

転倒災害
休業期間: 1ヶ月以上が65%!





転倒災害【主な原因】

転倒災害の主な原因は、「滑り」「つまずき」「踏み外し」です。



転倒災害【防止対策】

1. 毎月1～7日に決まって、セーフティーチェックを実施し、どの年代も安心して働くことができる職場環境づくりを目指してください！

セーフティチェック項目		✓
1	通路、階段、出入口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5	作業靴は、作業内容に適した耐滑性があり、かつ、サイズが合うものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などを標識などで注意喚起していますか	<input type="checkbox"/>
8	ながらスマホやポケットに手を入れたまま歩くこと、手すりを持たない階段の昇降などを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

2. 転倒の原因を低減するため取組を積極的に行いましょう！

スライド つまずき スタンプリング ステッピングアウト


リスク低減のポイント！ 転倒の主な原因は、滑り(Slide)、躓き(Stumbling)、踏み外し(Stepping out)の3S

令和元年に「STOP！転倒災害 ハザードチェック」を推進した結果、「ステッカー張り付けや危険マップの作成(危険の見える化)」や「転倒予防の教育の実施」「転倒防止体操」など、転倒災害防止のための取組みが低調であること、また、労働者数10人～49人の事業場規模で、**安全衛生推進者(安全推進者、衛生推進者)が選任されていない事業場が多い**ことが明らかとなっています。(50人以上の場合は安全管理者及び衛生管理者の選任が必要です。)

各事業場におかれましては、以下の3つの積極的な取組みが求められます。


①見える化

転倒災害リスクが高いところに注意を促す表示を行いましょう。



②安全教育・ストレッチ体操の実施

転倒予防の教育・転倒防止体操等を実施しましょう。



③安全衛生管理体制の整備

安全衛生推進者等を選任し、転倒災害防止に取り組みましょう。
(労働安全衛生法第12条の2、安全推進者の配置ガイドライン)

3. 高齢労働者対策について、厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)を策定しました。このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場などで、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものですので、是非ご活用ください。



4. 活用できる資料を紹介します。教材としてぜひお役立てください！

職場のあんぜんサイト
転倒災害視聴覚教材



健脚ぐるぐる体操



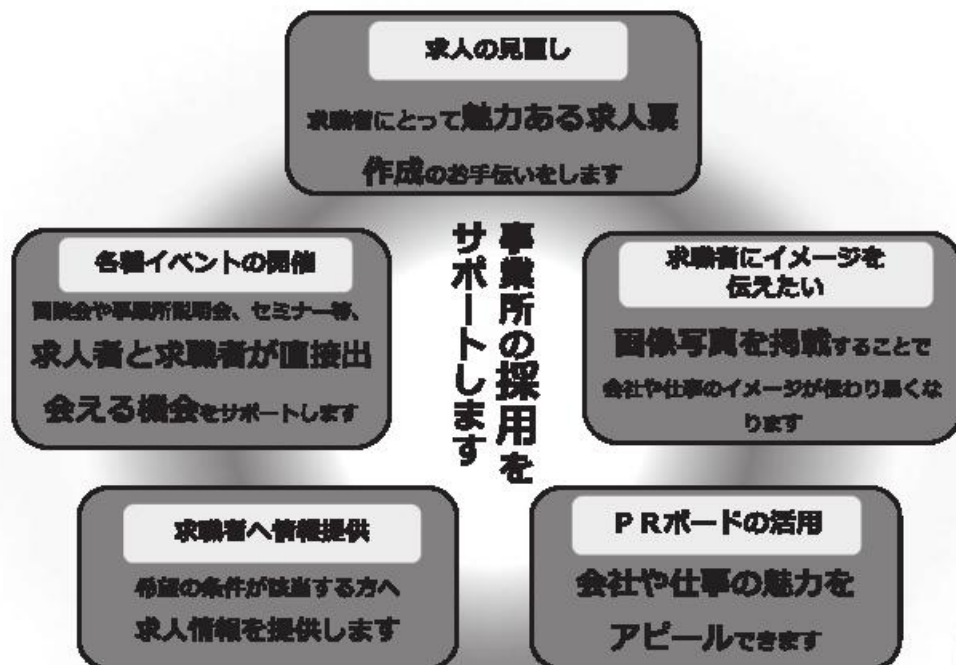
トラック運輸分野の事業所の皆様へ

- 求人票を提出したが応募が少ない
- 事業所の魅力を伝えたい
- 従業員が定着しない

そのようなお悩みは、ハローワークの
「人材確保対策コーナー」
人材不足分野の専門窓口

へ是非ご相談ください

当コーナーでは、トラック運輸業界の人材を求める事業主
支援と、仕事を希望される方への紹介を行っている専門の窓口
 で、求人者・求職者の両面から一体的な支援を行っています。



機関名	問合せ先	電話番号	管轄地域
ハローワーク福岡中央	就職支援サービスコーナー	092-712-8609	福岡市中央区、博多区、城南区、早良区、南区(那の川1~2丁目)、糟屋郡(志免町、須恵町、宇井町)
ハローワーク小倉	人材確保・就職支援コーナー	093-941-8609	北九州市小倉北区、小倉南区
ハローワーク久留米	人材確保・就職支援コーナー	0942-35-8609	久留米市(城島町を除く)、小郡市、うきは市、三井郡
福岡労働局	職業安定部 職業安定課	092-434-9801	※上記管轄以外

走るほどに、使うほどに、三菱ふそうの真価。



三菱ふそうトラック・バス株式会社
www.mitsubishi-fuso.com

三菱ふそうトラック・バス株式会社 九州ふそう

福岡市東区箱崎ふ頭5-4-17 TEL:092-641-8186

人と、社会と、その先へ。



HINO
PROFIA

HINO
RANGER

HINO
DUTRO



九州日野自動車株式会社

T812-8583 福岡市東区箱崎ふ頭2-2-26

TEL:092-641-1173 FAX:092-651-5515 <http://www.kyusyu-hino.co.jp>

運行管理者国家試験対策テキスト

【貨物自動車運送事業編】

過去の問題の解説と
実践模擬問題

定価(本体2,400円+税)

発行・発売元

(株)輸送文研社<柏林書房>

〒101-0032 東京都千代田区岩本町1-13-3

TEL.03-3861-0291(代) FAX.03-3861-0295

ホームページ <http://www.yuso-bunken.co.jp>(お申し込みも出来ます)

●パンフレットの内容及び価格は、おことわりなく変更することがあります。



10月9日は

「トラックの日」

公益社団法人 福岡県トラック協会

TEL(092)451-7878(代表)

FAX(092)472-6439・(092)451-7964

ホームページ <https://www.heartly.or.jp/>

総務局・総務部

総務課: 092-451-7841

総務局・経理部

経理課: 092-451-7844

事業局・業務部

業務一課・二課:
092-451-7845

福岡県適正化事業実施機関
(輸送相談窓口)

092-451-7846

千早分室

092-671-0338

(FAX:092-672-4778)

**8エンジン搭載のQuonが
更なる生産性を実現**

Quon
人を想い、先を駆ける。

UDトラックス公式ホームページで
Quon8Lエンジン搭載車をお確かめください。



UDトラックス株式会社 九州支社

福岡地域営業部：福岡市東区多の津1-30-4 TEL 092-628-1124
北九州地域営業部：北九州市小倉北区西滝町17-1 TEL 093-581-2305
佐賀久留米営業部：久留米市宮ノ陣町若松1-8 TEL 0942-38-2002

「走る」を愛し、車種と実用をひらく
ISUZU

もっと走れる明日のために。

事故も、疲労も、故障も、未然に防いでいく。
この理想を目指し、新型ギガは生まれました。
「運ぶ」という輸送企業のビジネスにおいて、
トラックに想定される様々なリスクを、
先進の装備やテクノロジーで早期に回避、低減し
より確かな安心を生み出します。
新型ギガなら、もっと走れる。いすゞとなら、もっと走れる。
もっと走れる未来がある。

シートベルトを止め、スピードを抑えた安全運転を、点検・整備をしっかりしましょう。

いすゞ自動車九州株式会社

〒812-0055 福岡県福岡市東区東浜1-10-85
Tel:092-641-7711 Fax:092-641-7744

トラックと物流ビジネスに関することは、すべてアフウェルコナルパートナーISUZUへ。いすゞ自動車(株)お客様相談センター ☎ 0120-110-113 9:00~12:00, 13:00~17:00 月曜～金曜(除く所定の休日) <https://www.isuzu.co.jp>

トラックは
生活と経済の
ライフライン。

10月9日はトラックの日です。
福岡県トラック協会
<http://www.hearty.or.jp>

STOP!!
飲酒運転

あなたのモラルで、飲める「量」が決まります
飲酒運転は命を奪います